

一部繰上償還申出書

※整理No. _____
(共済記入)

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 年 月 日

所属所コード (右詰めで記入)	_____
組合員証番号	_____

所属所名 _____

所属所電話番号 _____

携帯電話番号 _____

職名・氏名 _____

公立学校共済組合貸付規程第16条の規程に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を下記のとおりとしたいので申し上げます。

1 一部繰上償還する貸付種類を○で囲み、一部繰上償還する金額(振込額)を記入してください。

貸付種別	住宅・住宅災害・介護	一部償還額(毎月分)	_____	円
	一般・特別・教育・医療	一部償還額(ボーナス分)	_____	円
	結婚・災害・葬祭	償還金額合計	_____	円

※ボーナス分を全額償還する場合は、枠内に「全額」と記入してください。

2 給料月額を記入してください。(教職調整額含む)

給料月額	_____	円
------	-------	---

3 希望する一部繰上償還後の償還方法を、次の区分により記入(ア～オに○で囲み、イは回数、エは金額も記入)してください。

なお、ボーナス併用償還の方で、ボーナス分のみ償還される方は毎月分の記入は不要です。

毎月償還のみの方 《毎月分》	ボーナス併用償還の方 《毎月分》 《ボーナス分》	
ア 現在の償還額に近い金額で償還回数を減らす	ア 現在の償還額に近い金額で償還回数を減らす	ア 現在の償還額に近い金額で償還回数を減らす
イ 残回数を()回位にする	イ 残回数を()回位にする	イ 残回数を()回位にする
ウ 残回数そのまま、1回あたりの償還額を低くする	ウ 残回数そのまま、1回あたりの償還額を低くする	ウ 残回数そのまま、1回あたりの償還額を低くする
エ 今後の償還額を()円位にする	エ 今後の償還額を()円位にする	エ 今後の償還額を()円位にする
		オ ボーナス分を全額償還する

4 所得税の住宅借入金等特別控除について(上記1の貸付種別が住宅・住宅災害・介護の方のみ記入)次のア～イのいずれかに○を記入してください。(イについては対象期間も記入してください。)

ア 必要としない・該当しない

イ 対象期間内(平成・令和 年から平成・令和 年まで)は控除を受けたい

※所得税の住宅借入金特別控除は、毎月分の償還回数が120回(償還済回数+今後の回数)以上でないと対象になりません。

※最新の給与支払明細書(写)を必ず添付してください。

(共済組合記入欄)

	元金	経過利息	不足金	合計	新回数	新定期償還額	
毎月償還							
ボーナス償還							
備考							

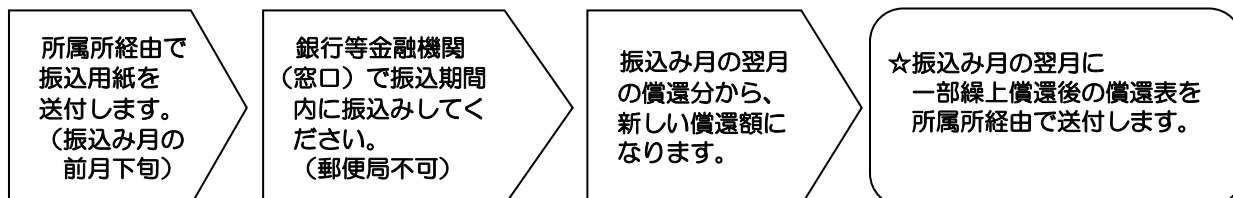
一部繰上償還のご案内

一部繰上償還を希望される方は、次の要領で一部繰上償還申出書を提出してください。

- 受付期間** : 受付は、年に2回行っております。この期間以外は受付できませんのでご注意ください。
【夏期】 5月1日～5月31日
【冬期】 11月1日～11月30日
〔土・日・休日を除く
最終日が土・日・休日の場合は前日に繰上げ〕
- 提出書類** : 一部繰上償還申出書 及び 最新の給与支払明細書（写）
- 繰上金額** : 一部繰上償還ができる金額は下記のとおりです。
毎月償還のみの方・・・10万円以上
ボーナス併用償還の方・・・20万円以上（内1/2以上はボーナス償還分に充当）
※上記金額の1円単位で申込みすることができます。
※全額繰上償還の場合は、別途手続きが必要です。（この申出書ではできません）
- 振込期間** : 【夏期】（5月申込分） 7月1日～7月15日
【冬期】（11月申込分） 1月4日～1月15日
〔土・日・休日を除く
最終日が土・日・休日の場合は前日に繰上げ〕
なお、振込用紙は振込期間の前月下旬に、所属所経由で本人あて送付いたします。
- 申込方法** : 貸付担当窓口まで持参、又は郵送（通送）してください。
なお、郵送（通送）の場合は締切日必着です。

《 窓 口 受 付 時 間 》 AM9:30～12:00 PM1:00～5:00
《 郵 送（ 通 送 ） 先 》 〒540-8571（郵便番号の記入で住所書き不要）
大阪府教育庁教職員室福利課内
公立学校共済組合大阪支部貸付担当

6 申込後のながれ



◆ 一部繰上償還申出書記入上の注意について

- 貸付金の償還状況（残高等）については、貸付決定時等に送付している償還表を参照してください。（償還状況等の電話での照会には応じられません。）
- 申出書は、貸付種類ごとに1枚必要です。
- 育児休業等により、償還猶予の取扱いを受けている方は、猶予されていた期間の償還額を優先して精算していただきます。
- 希望する一部繰上償還後の償還方法について、新しい1回当たりの償還額の設定には次の制限があります。
毎月償還分 : 共済組合の貸付償還金毎月償還分の1か月の総額が給料月額額の30%以内
ボーナス償還分 : 共済組合の貸付償還金ボーナス償還分の1回の総額が給料月額額の60%以内
- 希望する一部繰上償還後の償還方法について、新しい償還回数は現在償還中の残回数より増やすことはできません。
- ボーナス分だけを一部（全額）償還する場合、毎月償還分の償還額・償還回数は変更できません。
- 一部繰上償還後の償還方法が希望に沿えない場合は、貸付担当で申出者と相談のうえ調整いたします。
- 所得税の住宅借入金等特別控除は、毎月分の償還回数が120回（償還済の回数+今後の回数）以上でないと、対象になりません。
控除が必要な方で回数が満たない場合等は、貸付担当と申出者で相談のうえ調整いたします。

【連絡先】 〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府教育庁教職員室福利課内 公立学校共済組合大阪支部貸付担当
(代表) 06-6941-0351 (内線) 3484・3489 (直通) 06-6941-2865